

資料4 グリーン建築物

1 グリーン建築物

建築法政令107条から122条に骨子が規定され、その内容が、PERMENPUPR21-2021(グリーン建築物のパフォーマンス評価)として、具体的に規定されている。なお、この大臣令が発出される前に、PERMENPUPR2-2015(グリーン建築物)が発出されているが、PP16-2021が発出されたおりに、それ以前のPP36-2005が廃止されたこと、新たに発出されたPERMENPUPR21-2021の中で、関連規定とされていないことから、その効力はなくなっていると考えられる。ここでは、PERMENPUPR21-2021(グリーン建築物のパフォーマンス評価) (<https://peraturan.bpk.go.id/Home/Details/217002/permen-pupr-no-21-tahun-2021> 参照)をベースにその概要を記述する。

政令107条に基づき、全ての建築物について、グリーン建築物が推奨され、その中で、クラスに応じて、グリーン建築物が義務付けられた建築物が規定されている。

政令に基づき、建築物は、10クラスに分けられるが、それぞれのクラスで、グリーン建築物が義務化されているものの範囲を下記に示す。

クラス PP16 Pasal10	Definisi	定義	義務化	推奨
1	<i>Bangunan Gedung hunian biasa: Sub-klas 1a: Satu rumah tunggal, satu atau lebih rumah gandeng yang dipisahkan dinding tahan api Sub-klas 1b: Asrama, hostel atau sejenisnya dengan luas paling besar 300 m2 dan tidak dihuni lebih dari 12 orang</i>	一般住宅: サブクラス 1a: 耐火壁で区切られた1つの家屋、1つまたは複数の連結された家屋 サブクラス 1b: 最大面積300 m2で12人を超えない寮、ホテルなど	なし	推奨する
2	<i>Bangunan Gedung hunian yang terdiri atas 2 atau lebih unit hunian, yang masing-masing merupakan tempat tinggal terpisah</i>	それぞれが独立した住居である2つ以上の住居ユニットからなる住居用建築物	なし	推奨する
3	<i>Bangunan Gedung hunian di luar klas 1 dan 2, yang umum digunakan sebagai tempat tinggal lama atau sementara oleh sejumlah orang yang tidak berhubungan</i>	クラス1およびクラス2以外の居住用建築物で、通常、多数の関係のない人々によって長期または一時的な住居として使用される。	なし	推奨する

4	<i>Bangunan Gedung hunian yang berada di dalam suatu bangunan klas 5, 6, 7, 8, atau 9 dan merupakan tempat tinggal yang ada dalam bangunan tersebut</i>	クラス 5、6、7、8、または 9 の建築物内にあり、建築物内の住居である居住用建築物	4 階以上かつ 50,000 m ² 以上	3 階以下または 4 階以上で 50,000 m ² 未満 住宅だけで商業施設、事務所等が入っていないもの
5	<i>Bangunan Gedung yang dipergunakan untuk tujuan usaha profesional, pengurusan administrasi, atau usaha komersial, di luar bangunan klas 6, 7, 8, atau 9r</i>	第 6 類、第 7 類、第 8 類、第 9 類の建築物以外の、専門的な業務、行政管理、商業の目的で使用される建築物	4 階以上かつ 50,000 m ² 以上	3 階以下または 4 階以上で 50,000 m ² 未満
6	Bangunan Gedung toko atau Bangunan Gedung lain yang dipergunakan untuk tempat penjualan barang-barang secara eceran atau pelayanan kebutuhan langsung kepada masyarakat	コミュニティの直接的なニーズに合わせた商品またはサービスの小売販売に使用される店舗ビルまたはその他の建築物	4 階以上かつ 5,000 m ² 以上	3 階以下または 4 階以上で 5,000 m ² 未満
7	Bangunan Gedung yang dipergunakan sebagai penyimpanan	倉庫として使用される建築物	4 階以上かつ 5,000 m ² 以上	3 階以下または 4 階以上で 5,000 m ² 未満
8	<i>Bangunan gedung laboratorium, industri, pabrik, dan/atau bengkel mobil</i>	実験室の建築物、および生産品の生産、組み立て、改造、修理、梱包、仕上げ、またはクリーニングを取引または販売するために使用される建築物	4 階以上かつ 5,000 m ² 以上	3 階以下または 4 階以上で 5,000 m ² 未満
9a	Bangunan Gedung umum untuk pelayanan perawatan kesehatan	医療サービスのための公共の建築物	20,000 m ² 以上	20,000 m ² 未満
9b	9b: Bangunan Gedung umum pertemuan yang tidak termasuk setiap bagian dari bangunan yang merupakan klas lain	建築物 別のクラスの建築物のどの部分にも属さない会議施設の建築物	10,000 m ² 以上	10,000 m ² 未満
10	Sub-klas 10b: Bangunan Gedung bukan hunian berupa sarana atau prasarana yang dibangun terpisah Sub-klas 10a: Struktur berupa sarana atau prasarana yang dibangun terpisah	サブクラス 10b: 個別に建設される施設またはインフラの形態の非居住用建築物 サブクラス 10a: 個別に建設される施設またはインフラストラクチャの形式の構造物	なし	推奨する

2 グリーン建築物を判定する尺度

政令108条により、下記の原則が定められている。

- a. 共通の目標、理解、行動計画の策定。
- b. 土地、材料、水、天然資源、および人的資源の形で、資源の使用の削減
- c. 物理的および非物理的な廃棄物生成の削減。
- d. 再利用(リユース)。
- e. 再生資源の利用(リサイクル)
- f. 保全活動による環境の保護と管理。
- g. 安全、健康、気候変動、災害のリスクを軽減する。
- h. ライフサイクルのオリエンテーション;
- i. 望ましい品質を達成するためのオリエンテーション。
- j. 継続的な改善のための技術革新。
- k. 実施における制度的支援、リーダーシップ、および管理を強化する。

3 グリーン建築物としての評価等

政令 120 条により、基礎的グリーン建築物、中間的グリーン建築物、高度なグリーン建築物の3段階に評価される。評価の段階、評価書の交付は、計画段階、建設の実施段階、建築物利用段階のそれぞれに対して行われることとされている。

評価の具体的な方法は、公共事業住宅省大臣令 21-2021(グリーン建築物の評価)に定められている。グリーン建築物のそれぞれの段階での基準、それぞれの段階での評価基準が定められている。運用としては、申請者が、地方政府に申請し、専門家チームで審査をした結果を元に、地方政府の首長が、評価書を交付することとされている。

評価に基づき、減税などのインセンティブが与えられることも政令122条で定められている。

具体的な項目ごとの評価の具体的基準、項目ごとの点数については、同大臣令の添付資料(lampirang)に評価表として示されている。